文京区立白山交流館外3館の交流スペースの利用に関する要領

平成 1 8 年 3 月 1 5 日 17 文区区第 1325 号区民部長決定 26 文区区第 2360 号区民部長決定

(主旨)

第1条 この要領は、文京区立交流館条例(平成17年10月文京区条例第53号。以下「条例」という。)に規定する、白山交流館、目白台交流館、根津交流館、千駄木交流館の交流スペース(以下「交流スペース」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 交流スペースの使用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、条 例第3条に規定する休館日を除く。

(占有使用の禁止)

第3条 交流スペースは、特定の団体又は個人が占有して使用することができない。 ただし、区民部長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の拒否)

- 第4条 区民部長又は第1条に規定する交流館を管理する指定管理者は、交流スペースを使用する者が、次の行為を行ったと認めたときは、その使用を拒否することができる。
 - (1) 営利を目的とする行為
 - (2) 大声や奇声を発する、酒気を帯びている又は交流スペース若しくはその備品を 長時間にわたり許可なく占有する、その他の交流館の使用者及び近隣の住民に対 し迷惑を及ぼす恐れがある行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区民部長が交流館の管理上支障があると認めた行為

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、交流スペースの使用については、条例及び文京 区立交流館条例施行規則に規定する施設等の例による。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。